事務連絡

令和２年６月２日

放課後等デイサービス事業所　各位

茨城町保健福祉部社会福祉課

臨時休校に伴う放課後等デイサービスの請求（５月分）について

日頃より福祉行政にご理解とご協力を賜り，厚くお礼申し上げます。

標記につきまして，茨城町では下記のとおり，**４月分と同様の請求方法で取り扱います。**ご多忙中とは存じますが，対象児がいる場合には，ご対応の程よろしくお願い申し上げます。

なお，分散登校等が実施されるなど，学校の一部が休業であった日については，全部が休業であったものとみなし，休業日単価で請求していただきますようお願い申し上げます。

記

1. 報酬の請求方法

　　　臨時休校に伴うかかりまし分も含めて，国保連合会へ一括請求

　　　※臨時休校期間については「提供形態２」で国保連へ請求

1. 利用者負担について

　　　自己負担額にかかりまし分が発生する利用者については，かかりまし分のみ茨城町に請求

　　　※利用者負担のかかりまし分は公費負担となるため，利用者には請求しない

1. 茨城町への請求書の提出について

②に該当する方がいた場合のみ提出が必要となります。

※通常の報酬のみで利用者負担上限月額に達する方は不要です。

　　　（例）平日単価での計算のみで自己負担上限月額の4,600円に達する方→不要

　　　　　　平日単価での計算では4,000円，休日単価で計算すると4,600円に達する方→必要

　　　請求書の様式，提出書類等については茨城町ホームページにて掲載しております。

　　　対象児童がいる場合はご確認のほど，よろしくお願いいたします。

　　（トップページ→「くらし・行政サイト」→「健康・介護」→「新着情報」→

「臨時休校に伴う放課後等デイサービスの請求について（五月分）」）

【問い合わせ先】

茨城町社会福祉課　佐々木

℡０２９－２９２－１１１１（内線１１４）